

泉佐野市ブロック塀等除却・軽量フェンス等設置工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存するブロック塀等の除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において泉佐野市ブロック塀等除却・軽量フェンス等設置工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市域の道路に面したブロック塀等の倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止及び避難路の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 不特定多数の人が使用する通路をいう。
- (2) ブロック塀等 道路に面したコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいう。（門扉、門柱は除く）
- (3) 除却工事 除却工事施工者により、原則ブロック塀等の基礎を含めてすべて除却する工事をいう。
- (4) 軽量フェンス等 塀の頂部分から基礎部分までの柱等、一体的に構成された軽量なもの等をいう。

(補助対象工事)

第3条 この要綱による補助金交付の対象となる工事(以下、「補助対象工事」という。)は、道路に面しているブロック塀等の除却工事であること。なお、平成30年6月18日以降に施行する工事であり、除却工事と同一年度に施工するブロック塀等除却後の軽量フェンス等の設置工事についても対象とする。

2 軽量フェンス等の設置工事の対象となるものは以下のすべてに該当するものとする。

- (1) 建築基準法第44条に違反しないこと
- (2) 建築基準法の道路内に設置しないこと
- (3) 安全な基礎に緊結すること
- (4) 軽量フェンス等の下部にブロックを設置する場合は、2段以下とし、ブロック部分の頂部に横筋を配置し基礎内の横筋と縦筋で緊結すること。また、建築基準法施行令第62条の8等の安全に係る規定に適合すること。
- (5) 擁壁を基礎とする場合は、擁壁自体の地震時の安全性に加え、軽量フェンス等の自重、軽量フェンス等が受ける風荷重、地震荷重の擁壁への影響を考慮して安全性を確認すること。
- (6) 本市の補助を受けブロック塀等を撤去した後に設置するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存する道路に面したブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去または軽量フェンス等の設置をする者であること。
- (2) 市税の納付の滞りがないこと。

- (3) 除却するブロック塀等の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者が異なる場合は、当補助対象工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象経費は、ブロック塀等の除却・軽量フェンス等の設置工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、ブロック塀等除却で150,000円（なお、ブロック塀等の除却工事に要する費用が150,000円未満の場合は、その金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額））、また、軽量フェンス等設置で200,000円（なお、軽量フェンス等設置工事に要する費用が200,000円未満の場合は、その金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額））とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、除却工事を実施する前に、泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、平成30年8月1日までに施行した補助対象工事に対しては、この限りでない。また、申請は一敷地1回限りとする。

- (1) 建物現況図（付近見取図・配置図）
- (2) 補助対象工事見積り明細書
- (3) ブロック塀等の所有者が確認できるもの
- (4) 補助対象ブロック塀等の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者が異なる場合、利害関係者が補助対象工事を行うことに同意等をしていることが確認できる書類
- (5) 補助対象ブロック塀等の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該ブロック塀等の所有者の補助対象工事に係る同意書
- (6) 補助対象工事工程表
- (7) 現況写真（ブロック塀等全体、隣地の状況がわかるもの）
- (8) 設置する軽量フェンス等がわかるもの（カタログ等の写し）
- (9) 代理者が申請する場合は委任状
- (10) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等除却工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、ブロック塀等除却工事補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により当該補助申請者に通知するもの

とする。

(除却工事の着手)

第9条 補助申請者は交付決定通知書を受け取った日から概ね30日以内に除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちにブロック塀等除却工事着手届（様式第4号）に除却工事の請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(除却工事の変更及び中止)

第10条 補助申請者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金変更承認申請書（様式第5号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、泉佐野市ブロック塀等除却工事変更届（様式第6号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助申請者に対し泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者が前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに補助対象工事の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

4 補助申請者は、補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ泉佐野市ブロック塀等除却工事中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助申請者の負担とする。

5 前項に規定する取下げがあったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(完了報告)

第11条 補助申請者は、補助対象工事完了後、ブロック塀等除却工事完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事・軽量フェンス等設置工事写真
- (2) 除却工事費・軽量フェンス等設置工事領収書の写し
- (3) 除却工事費・軽量フェンス設置工事の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による工事完了報告は、補助対象工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により工事完了の報告を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、速やかに補助申請者に通知するも

のとする。

(補助金の請求)

第13条 補助申請者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金交付請求書（様式第11条）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、泉佐野市ブロック塀等除却工事補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助申請者に当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、泉佐野市ブロック塀等除却補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助申請者に対する指導)

第17条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助申請者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第18条 補助申請者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。